

知っていますか？

介護保険の知恵袋①

かつて日本の高度成長期を支えた団塊の世代が、75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」は、日本の社会構造を大きく変えようとしています。第1回目は、介護保険制度を取り巻く現状について解説します。

介護保険制度のあらまし ～介護保険外サービスの活用～

介護保険は、誰でも使っている権利

講師を務める介護セミナーで、介護保険の仕組みについて話した後、質問をお受けしました。「介護保険って、使ってもいいのですね」。もう80歳を越えている人でしたが、若い頃は奥様から「あんたが介護になっても、私は絶対に世話をしないからね!」と言われていたそうです。今、奥様が介護状態で、ご主人が自宅で介護をされています。ご夫妻にとって、「介護保険を使うのは恥だ、近所の笑い者になる」という意識が強かったようです。

介護保険は40歳以上の人は必ず介護保険料を払っていますから、要介護状態になったら使うことのできる権利です。ご夫妻の意識は、介護保険がスタートする前の時代のまま変化していません。実は、このような人がとても多いという現実を見ます。介護保険制度を知らない人にも、この機会に介護保険を知っていたら、どんどん活用してほしいと思います。

自己負担は、1割から3割の時代へ

要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など介護ニーズが増大しています。また、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支える家族をめぐる状況も変化し、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みが必要とされています。

ところが、3年ごとに介護保険が改定され、介護保険制度のスリム化が進む昨今、介護保険から外れるサービスも出始めています。介護保険サービスの利用料の自己負担は、2015年8月から一部の利用者は所得に応じて2割の負担となりました。また今後、

高額所得者については、自己負担は3割になり負担はますます高くなると思われます。

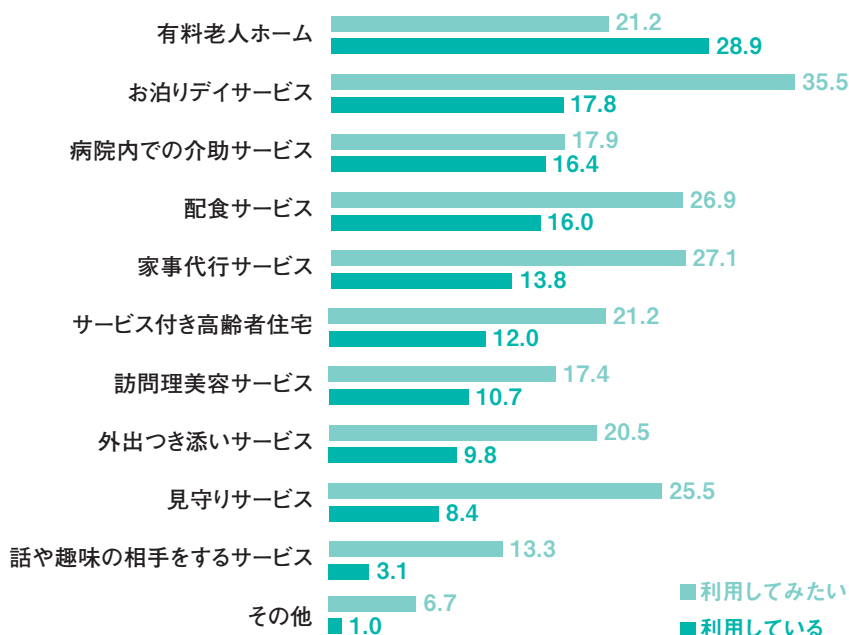
混合介護で負担を軽減する

介護保険の見直しは、これからも続き、利用者の自己負担はますます高くなると予測されます。介護サービスの多様化を示唆し、介護保険サービスと介護保険外サービスを併用する混合介護が導入され、ニーズに対応した幅広いサービスの提供が可能になります。

制度に縛られない保険外サービスのニーズは今後高まると思われます。介護保険外サービスには、配食サービス、家事代行サービス、訪問理美容サービス、見守りサービスなどもあります。中でも在宅で高齢者を介護している家族が一時的に介護から解放され、休息を取りリフレッシュするためのレスパイトケア*で人気が高いのが、お泊りデイサービスです。

*レスパイトは小休止を意味する。介護の必要な高齢者のいる家族への様々な支援のことです。家族が介護から解放される時間をつくり、心身疲労などを防止することが目的で、デイサービスやショートステイなどのサービスを指します。

介護者が利用している・利用してみたい 介護保険外の介護サービス



★要介護者・要支援者には、公的に利用できるサービスも含まれています。

監修／小濱道博さん

介護事業経営コンサルタント。北海学園大学卒業後、札幌市内の会計事務所に17年勤務。2000年に退職後、介護事業コンサルティングを手がける。全国各地の自治体の介護保険課、各協会、介護労働安定センター、社会福祉協議会主催等での講師実績も多い。『介護保険外サービスのススメ』などの著書がある。

参考／厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割」